

第1章 はじめに

1 ビジョン策定の趣旨

水道は、県民の豊かで快適な生活環境と社会経済の発展に欠かすことのできない施設であり、その重要性は今後も変わることはありません。

県では、昭和55年3月に、水道整備の基本方針を示す「長野県水道整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。この基本構想の下、水道事業者による未普及地への水道の拡張整備や安定水源の確保、施設統合による配水の効率化等を推進し、増大する水需要への対応を図ってきました。

今日、人口減少社会が本格的に到来し、水道事業はこれまでの前提とは正反対の水需要の減少という、これまで経験したことのない局面に突入しています。今後、給水収益が減少していくことが見込まれる中、老朽化する水道施設の更新や災害対策の強化、多様かつ高度化する水質管理水準への対応等、山積する課題へ対応していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、これまで築き上げられてきた本県の安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な水道水の供給体制を確保するために、基本構想を全面的に見直し、これからの県内の水道が目指すべき方向性や取るべき方策及び連携策を示す「長野県水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を平成29年3月に策定し、特に、課題解決の有効な方策である広域連携の推進に向けて、各圏域（上小・長野地域を1圏域とする9圏域）に「広域連携検討の場」を設置し、地域の実情や課題に応じた検討を進めてきました。

令和元年10月には改正水道法が施行され、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県に水道事業者の広域的な連携の推進役としての責務が規定され、併せて、水道事業の広域連携の推進方針等を記載した「水道広域化推進プラン」の策定が要請されています。

今回、ビジョン策定から5年が経過することから、こうした法制度の改正状況や具体的施策の進捗状況等を踏まえ、ビジョンの改定を行うこととしました。

なお、ビジョンの広域連携に係る記載内容を、各圏域の広域連携検討の場での検討を踏まえて拡充することにより、改定ビジョンを「水道広域化推進プラン」として位置付けます。

また、県内には小規模な水道が多く存在していますが、山間部に集落が点在するなどの理由で事業の効率化が図りづらく、広域連携のみでは十分な効果が得られないと考えられることから、こうした小規模水道の基盤強化に向けた方策も改定ビジョンに盛り込みました。

2 ビジョンの位置付け

- このビジョンは、県の水道行政の基本指針として策定し、県の各種計画（表1-1）と相まって、水道行政を推進していくものです。
- このビジョンは、厚生労働省が平成25年3月に示した「新水道ビジョン」において都道府県へ策定要請がされている「都道府県水道ビジョン」に当たるものです。
- このビジョンは、総務省及び厚生労働省が平成31年1月に都道府県に策定を要請した「水道広域化推進プラン」に当たるものです。

- このビジョンは、県内の水道関係者の共通取組指針として活用されることを期待するものです。
- このビジョンの施策の推進に当たって、各水道事業者が策定する「水道事業ビジョン」の内容に留意し、必要に応じ水道事業者と意見交換調整等を行っていきます。

表 1-1 長野県水道ビジョンに関連する県の各種計画

分野	計画等名称	計画期間（年度）	
		始	終
総合計画	しあわせ信州創造プラン 3.0（長野県総合 5 か年計画）	R5	R9
人口減少対策、 地域社会の維持、活性化	長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略	H27	R1
水環境	第五次長野県環境基本計画	R5	R9
防災	第 3 期長野県強靱化計画	R5	R9
	災害時行動	長野県地域防災計画	
	災害時応援体制	長野県広域受援計画	
過疎対策	長野県過疎地域持続的発展方針	R3	R7
水道水質管理	長野県水道水質管理計画	H5	H14
	水質測定計画	随時更新	
広域的水道整備	上伊那圏域広域的水道整備計画	S54	H12

3 計画期間及び目標年度

このビジョンでは、平成 29 年度から 10 年間（令和 8 年度まで）の施策を示します。